

令和7年3月11日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

対馬市長 比田勝 尚喜

市町村名 (市町村コード)	対馬市 (42209)	
地域名 (地域内農業集落名)	西津屋地区 (西津屋集落)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月28日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

地区内の農業では高齢化が進み、後継者・担い手がない状況であり、農地バンクを活用した集積も進んでいない。また、地区外からの担い手もなく、農地の維持管理が困難になっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・露地野菜(自家消費用)が主であり、現時点での生産量を今後も維持していく。
- ・野菜と魚をセットで販売できる体制整備を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	12 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	7 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。
保全・管理等が行われる区域については、具体的な取り組みが計画された場合に設定していく。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
(2)農地中間管理機構の活用方針
(3)基盤整備事業への取組方針
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から営農に意欲がある者がいれば、迎え入れる意向。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①イノシシ、シカの防護柵(ワイヤーメッシュ柵)を設置しているが、適正な管理が不十分であるため、地区内を定期的に見回り、被害を減らしていく。